

皇學館大學人文學會規約

(総 則)

第1条 本会は、皇學館大學人文學會と称する。

第2条 本会は、事務所を皇學館大学文学部内に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、神道学、国文学、国史学、コミュニケーション学、教育学並びにそれらに関連のある学術的研究を行い、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機関誌『皇學館論叢』の編輯・刊行（年4回）
- (2) 総会・大会・講演会・研究例会などの開催
- (3) 研究・調査・見学などの実施
- (4) その他必要とする事業

(会 員)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛成する次の2種の会員で組織する。会員は機関誌『皇學館論叢』に研究論文等を投稿することができる。

- (1) 正 会 員 会費年額 2,100 円を納入する者
- (2) 学生会員 皇學館大学文学部、神道学専攻科、大学院文学研究科の在 student で、会費年額 1,000 円を納入する者

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名（委員の推薦）
- (2) 委 員 5名（互選により委員長1名を選出）
- (3) 会計監査 2名（学内・学外より各1名）
- (4) 事 務 員 若干名

2 役員の委員は、文学部各学科及び研究開発推進センターより1名ずつ選出し、必要に応じて学内・学外より査読担当の編輯委員を委嘱する。任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

(委員会)

第7条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 編輯委員会

(改 訂)

第8号 本規約の改訂にあたっては、運営委員会において審議し、本会の総会において承認されるものとする。

附 則

この規約は、昭和 45 年 3 月 18 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 56 年 5 月 27 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 6 年 10 月 20 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。